

令和6年度中における犯罪被害給付制度の運用状況について

1 申請及び裁定の状況

(1) 申請の状況

区分	4年度	5年度	6年度	前年度比
申請に係る被害者数(申請件数)	375(445)	419(479)	394(471)	-25(-8)
遺族給付金(申請件数)	139(209)	141(201)	137(214)	-4(+13)
重傷病給付金	134	162	149	-13
障害給付金	102	116	108	-8

(2) 裁定の状況 (当該年度以前の申請分を含む)

区分	4年度	5年度	6年度	前年度比
裁定に係る被害者数(裁定件数)	403(477)	372(439)	335(394)	-37(-45)
支給裁定(裁定件数)	368(441)	337(403)	299(351)	-38(-52)
遺族給付金(裁定件数)	138(211)	143(209)	123(175)	-20(-34)
重傷病給付金	129	108	98	-10
障害給付金	101	86	78	-8
不支給裁定(裁定件数)	35(36)	35(36)	36(43)	+1(+7)

○ 裁定までに要した期間は平均約9.0か月・中央値約5.1か月

○ 1年以内の裁定は79%

(3) 仮給付の状況

	4年度	5年度	6年度	前年度比
仮給付決定に係る被害者数 (決定件数)	28 (29)	41 (44)	43 (50)	+2 (+6)

○ 仮給付決定に係る被害者数、件数はいずれも増加

2 不支給裁定の理由

(単位:人)

法第2条(犯罪被害、犯罪行為)に非該当	16
親族間犯罪であった	2
被害者に帰責性があった	2
後遺障害が既存障害と同一等級のため、倍数が0となった	1
給付金の算定額を上回る労災補償、損害賠償等の受領が判明した	15
合計	36

3 支給裁定額の状況

(単位:千円)

区分	裁定額	前年度比	平均	前年度比	最高額
遺族給付金	706,791	-304,203	5,746	-1,324	24,229
重傷病給付金	30,495	-2,228	311	+8	1,200
障害給付金	235,203	-104,836	3,015	-939	25,056
裁定総額	972,489	-411,267			(※ 千円未満四捨五入)

○ 減額裁定に係る被害者数は71人(前年度比-3人)

4 制度改正後の特徴

○ 遺族給付金支給裁定に係る被害者数(裁定件数) 8人(10件)
平均裁定額 10,284千円(千円未満四捨五入)

※ 制度改正～ 各給付金における基礎額の一括引上げ及び遺族給付基礎額の算定における加算額の新設による給付水準の大幅な引上げ(令和6年6月15日施行)

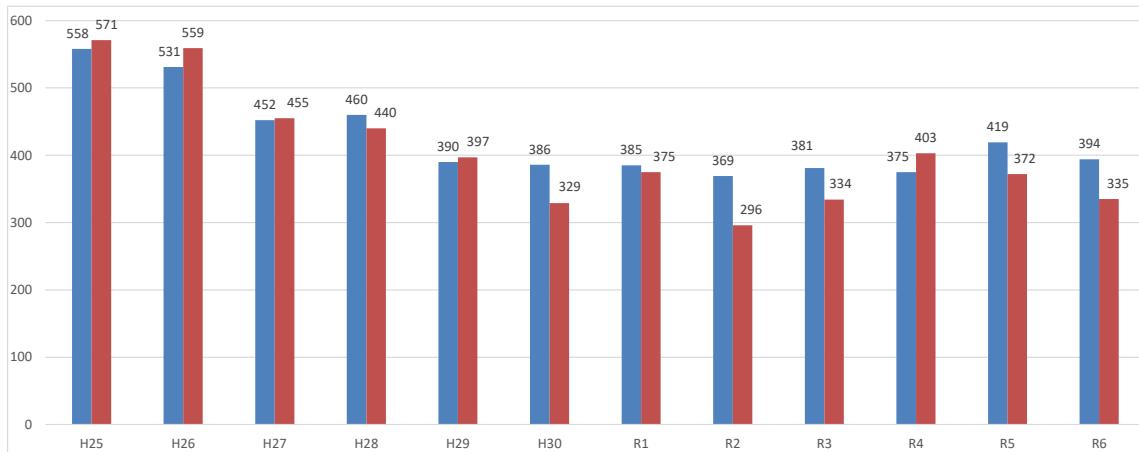
5 国家公安委員会に対する審査請求の状況

○ 請求 4件(前年度比+1件)
○ 裁決 3件(前年度比-1件) ※ 裁決の内訳(棄却3件)

犯罪被害者等給付金の支給申請及び裁定の推移

1 給付金の申請及び裁定の推移（年度別、被害者ベース）※裁定額の単位は百万円

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
申請	558	531	452	460	390	386	385	369	381	375	419	394
裁定	571	559	455	440	397	329	375	296	334	403	372	335
裁定額	1,233	1,243	991	882	1,001	724	1,029	825	1,009	1,484	1,384	972



2 審査請求の推移（年度）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
受理件数	8	13	18	8	22	10	11	12	9	7	3	4
処理件数	11	11	8	12	15	17	21	11	10	8	4	3

※ H25, H26の処理件数には、それぞれ取下げ1件を含む。

※ H29の処理件数には、取下げ2件を含む。

※ R1の処理件数には取下げ4件を含む。